様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称	産業振興会館の使用料の減免
根拠条例·規則等名	さいたま市産業振興会館条例
	さいたま市産業振興会館条例施行規則
条項	さいたま市産業振興会館条例第13条
	さいたま市産業振興会館条例施行規則第6条
所管部課	経済局 商工観光部 経済政策課 産業振興会館 (電話:048-652-6811)
審 基 準 (未設定の場合はその理 基 由) 準	市長は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、 又は免除することができる。 上記に該当する場合を例示すると次のとおり (1) 市が主催する行事で地域産業の振興及び中小企業の 育成を図る目的に利用する場合 100分の100 (2) 市が経費の一部を負担して共催する行事で地域産業 の振興及び中小企業の育成を図る目的に利用する場合 100分の50 (3) 市長が特に必要と認めた場合、市長がその都度定め る割合 使用料を減額して算定する場合、当該金額に10円未満 の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日(原則として課長決裁後)
間設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備考	